

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令
の一部を改正する省令案について

令和 2 年 7 月
環境省水・大気環境局
水環境課海洋環境室

1. 趣旨

船舶からの有害液体物質の排出の規制については、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（マルポール条約）附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）を受けて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）及び同法の下位法令で国内担保されている。

令和元年 5 月に開催された国際海事機関の海洋環境保護委員会第 74 回会合において、同附属書の改正（以下「附属書Ⅱ改正」という。）が行われ、新たに定義された「残留性浮遊物質」のうち一定の条件を満たすものに係る排出規制が強化されることとなった。

本省令は、当該改正を国内担保するため、所要の措置を講ずるものである。

2. 概要

(1) 残留性浮遊物質の定義の追加（第 1 条）

附属書Ⅱ改正により、新たに「残留性浮遊物質」が定義されことを受け、残留性浮遊物質を次のとおり定義することとする。

次のいずれにも該当する物質。

- ・密度が海水の密度以下であること。
- ・蒸気圧が 0.3 キロパスカル以下であること。
- ・水に対する溶解度が 0.1 重量パーセント（当該物質が固体である場合にあっては 10 重量パーセント）以下であること。
- ・温度 20 度における動粘度が 10 平方ミリメートル毎秒を超えること。
- ・膜を形成すること。

(2) 残留性浮遊物質のうち一定の条件を満たすものに係る予備洗浄装置の使用方法の規定の変更（第 5 条）

①洗浄水の量に係る規定の変更

次の要件を満たすものとして環境大臣が指定する物質（以下「特定残留性浮遊物質」という。）について、北西ヨーロッパ海域、バルティック海海域、西ヨーロッパ海域又はノルウェー海域（以下「特定海域」という。）で取卸しをした際には、高粘性物質であるもの又は凝固性物質であるものと同様の量の洗浄水を用いて洗浄を実施しなければならないこととする。

- ・非凝固性物質であって低粘性物質であること。
- ・Y 類物質等であること。
- ・残留性浮遊物質であること。
- ・温度 20 度における粘度が 50 ミリパスカル秒以上又は融点が温度 0 度以上であること。※

※国際バルクケミカルコード（INTERNATIONAL CODE FOR THE CONSTRUCTION AND EQUIPMENT OF SHIPS CARRYING DANGEROUS CHEMICALS IN BULK）第 17 章の“o”欄に“16.2.7”と付されることで特定される

②洗浄機の作動数に係る規定の変更

特定残留性浮遊物質について、特定海域で取卸しをした際には、洗浄機を、凝固性物質であるものと同様のサイクル数作動させて予備洗浄を実施しなければならないこととする。

3. 施行日

令和 3 年 1 月 1 日

※附属書Ⅱ改正が令和 3 年 1 月 1 日に発効するため